

第十九回国會議録 参議院法務委員会會議録 第四十五号

昭和二十九年五月二十五日(火曜日)午後二時三十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君
理事 上原 正吉君
宮城タマヨ君
魚田 得治君

委員 青木 一男君
大谷 賢雄君
小野 義夫君
楠見 義男君
中山 福藏君
三橋八次郎君
小林 亦治君
櫻橋 小虎君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

内閣総理大臣 吉田 茂君
内閣総務大臣 木村篤太郎君
政府委員 佐藤 達夫君
法制局長官 林 修三君
法制局次長 野木 新一君
法制局第二部長 前田 正男君
保安政務次官 増原 恵吉君
保安庁次長 上村健太郎君
保安庁長官 官房長

事務局側 常任委員 西村 高兄君
常任委員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君

第四部 法務委員会會議録第四十五号 昭和二十九年五月二十五日【参議院】

本日の會議に付した事件
○日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(郡祐一君) 只今から委員会を開会いたします。

内閣総理大臣に対する質疑を始めて、時間は十五分でございます。

○魚田得治君 私はこの際秘密保護法の質疑の最終に当りまして、吉田総理に對し、私どもが本法案に關連して、危惧しております三つの問題について、お尋ねをいたしたいと存じます。

時間が非常に短かく限られておりますので、あらかじめ私がお尋ねしたいと思つて三つの問題を、全部提示をしてみたいと思つてあります。その第一の点は、本法の制定がありました場合に、国会議員の審議権に影響を及ぼすことではないかという点であります。

この点に關連いたしまして、少し細かいことになりましたが、三つの点についてお聞きしたいと思います。

その一つは議院に於ける証人の宣誓及び証言等に関する法律第五條の「國家の重大な利益」というのは、本法案の秘密よりも、もつと高度のものを意味してある。従つてたとえこの法案が成立いたしまして、そのために国会議員の審議権が制限を受けることにはない。こういうことが本委員会における質疑において、政府側から答へられておるのでありますが、この点は非常に重大な点であると思つて、この際吉田総理の考え方を明確にして頂

きたいと思つております。

第二の点は、吉田総理は五月十九日の参議院本會議におきまして、外遊問題に關する我が黨の中田議員の質問に對し、實質的な答弁を拒否をした。これは私どもの考えからするならば、明らかに憲法六十三條の違反であると考えておるのでありますが、恐らく吉田総理はまさかみずから憲法違反行為というものを、是認はされないでしよう。若し第六十三條に、あの行動が違反しないと言われますれば、その理由をここで明確にして頂きたいのであります。

第三の点は、外遊問題についての議員の質問に對し、吉田総理がとられた先だつての態度、この態度から私どもが推測をいたしますと、若し本秘密保護法というものが、成立した場合に、恐らく吉田さんの考えからするならば、本法律で言つておられるような秘密事項については、議員に對して秘密会においてすらその説明を拒むような態度に出るのではないかということ、を危惧するのであります。若しそうだといたしますと、私が最初にお尋ねをいたしました際に申上げた、議院に於ける証人の宣誓及び証言等に関する法律、これに關しまして、政府側が説明されたことを相矛盾して来るように考えられるのでございまして、そういう立場から吉田総理のこの問題に對する考え方を聞きしたいのであります。以上が質問の第一の点であります。第二は、これもやはり我々並び

に國民がひとしく心配しおる一点であります。本法の制定というものが、いわゆる憲兵制度の復活、そういう一つの足場になるのではないかと。勿論本法だけによつて、憲兵制度が復活するとは誰も考えませんが、そういう一つの傾向を助長する一つの足場になるのではないかと、こういうことを危惧するのであります。憲兵制度の弊害に關しては、吉田総理みずから戦時中身を以て體驗されたところでありまして、従つてそのような特殊捜査機關の復活、こういうことを勿論是認する意思は、私どもはなかりと存するのであります。が、この際首相の見解を改めてお伺いしたいのであります。それに関連して私が申上げたことは、自衛隊法第九十六條の第一項第三号によりまして、民間人の秘密保護法違反被疑事件についても、警務官が捜査権を持つておる。こういうふうな警務官の權限が民間人にも及ぶことを認める。こういうことになりましますと、この特殊捜査機關というもの、不必要に大きな權力を持つておるのではないかと。勿論この点に關しては、本委員会において、政府委員の説明によりますれば、民間人の秘密保護法違反事件の捜査については、政令によつて一般警察に任せる方針である。こういうことを答へられておるのであります。が、そのような重大なことは、政令に委ねるべきものではなく、これは明らかにそういう問題については警務官といたつたような者に取調をさせない、そういう方針であるならば、法律の中で

このことを明確にしておくことが必要ではないかと、こういうことを私は感ずるのであります。更に自衛隊法第九十六條第一項第一号によりまして、自衛隊員の汚職事件について警務官が捜査権を持つておる、こういうことも明確になつたのであります。私はこのことを甚だ警務官に對する不当な權限を与えるのではないかと、こういうふうな考へるのであります。殊に質疑に對して明らかにしたところによりまして、贈賄したところの民間人に対しても警務官がこの取調に當るといふことは甚だ不當だと思つて、私が今二つの例を警務官について申上げたのであります。が、こういう細かい問題について吉田総理に對し最終段階において質問をするのは、少し不當のようにも思つておりますけれども、併しこういう小さなことのようなことをほんやりやつておりましたら、いつの間にか憲兵制度といつたような特殊な制度といふものが復活して来ることを私どもは恐れておるのであります。そういう立場からこの二つの設例を申上げたのであります。その憲兵制度の問題について首相の一つ考え方というものを、大きな立場から明確にされたいと思つております。

最後に質問の第三点は、將來本法の根本的改正を行うことがあるのではないかと。この法案はアメリカから供与されました裝備品等の秘密だけを對象として作られておるのであります。が、一度この法案が成立した後に

ては、適當な時期にそれを改正して広汎な秘密保護法に改正する、こういう危惧を私は持つのでございますが、吉田総理はどのような考え方をしておられますか、お伺いしたいのであります。最初に申し上げましたように短時間でありまして、私の三つの質問につきましても一応全部ここで申し上げたわけでありまして、若し時間が残りましたならば、更に再質問をいたしたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。政府は国会議員の審議権について制約する考えは毛頭ないことは、しばしば政府委員から申しておる通りであります。私の外遊についていろいろお話がありましたが、本会議において申した通り未だ外遊について詳細に御報告する時期に達しておりませんから報告はいたしません。又憲兵制度の復活云々ということがありましたが、これは政府として毛頭考えておるところではありません。又警務官の権限等については、政府委員からして詳細説明をいたしますが、この秘密保護法を改正する意思がないか、これは改正する意思は毛頭只今のところはないのであります。併しながら将来において例えば自衛隊に関する秘密保護法その他のことにつきましては、いずれその内容時期等については只今研究いたしております。未だ成案を得ませんから將來の課題として慎重に考慮いたすつもりであります。

○龜田得治君 第一点の国会議員の審議権を制約する気持はない、この点は了承いたしますが、ところが具体的にいわゆる外遊問題に關しまして総理は答弁の時期でない、こういうことで答

えておられない。ところが国会議員が総理大臣に対して質問権を持つてお

います。総理大臣が答える義務があるといふのは、これは行政府に対する国会の監督権、こういう立場から認められておるわけなんです。従つて総理大臣が國會を使つて外遊を計画される以上は、その準備の段階におきましては、一体それはどういふ目的を持つて、どういふ規模においでお出掛けになるものか承りたい、こういうことが国会議員のほうから質問された場合には、これは当然お答えになる私は義務があると思ふ。それを答へるには義務があるから、私は吉田さんが或いは国会議員の審議権というのに対して少し違つた考えを持つておるのではないかと、こゝういふふうに疑うわけでありまして、この点再度もう少し明確に根拠をお答へ願ひたいと思ふのであります。

それからもう一つの点は、本法の將來における改正の問題であります。只今総理大臣は現在のところ改正の意思はない、こゝういふふうに仰せられましたが、將來の問題につきましては少し不明確なお答へのようにござい

ます。ところが本委員会における例えは木村國務大臣の答弁等を総合いたしますと、或いは事態の変化によりましてそつと遠くない時期に殆んど本法の改正、従つて広汎な秘密保護法の規定、こゝういつたようなものが生れるのではないかと、こゝういふことを私は実は心配をいたしておる次第でござい

あります。その間の事情をもう少しわかるようにお答へをお願いいたしたいと思ふのであります。

○國務大臣(吉田茂君) 外遊の問題についてお答へをする未だ時期でないと思ひます。それから答へはいたしません。又改正についての將來についてこれは如何なる法律といへども改正する場合はあり得るのであつて、將來も改正しないところで斷言するべきではないと考へますが、いづれにしても只今のところ改正する意思は持つておりません。

○龜田得治君 それでは最後にお尋ねいたしますが、これだけは私どもとして総理大臣に聞く権利があると思ふし、この程度はお答へ願へると思ふわけでありまして、外遊の問題に關しまして政府としては責任を持つていつ頃

一体それでは国会議員に対してそのことを明らかに答へられるか、これくらゐのことはお示しを願ひたいと思ふのですが、如何でしょうか。

○國務大臣(吉田茂君) 答えて差支えないという時期、即ち外交その他の問題から見れば差支えない、或いはもつと近づき申すと、外遊がきまつた場合において私は発表したいと思ふのであります。未だきまつておらないときに、準備はいたしておりますが、きまつておらないときに、私がいつ外遊するとお話することはよろしくないと考へますから差控えます。

○委員長(郡祐一君) 羽仁君十分で

は、若し軍機保護法など、軍国主義的秘政治即ち憲兵政治の復活でありま

す。最近警察などに於て國民の基本的人權の侵害の不安が甚だ高まつてお

り。極く最近には、警察大学校において全國から集る警察官に通信の秘密を破る講習を行なつておるといふ事実が

力が國民を圧迫してはならない。なかなか軍事が政治よりも優位に立つようなことがあつてはならない。防衛秘

密のために政治家がおびやかされた

り、國會の審議や新聞の言論や科學、學問が圧迫されたりしてはならないと思ひます。最近湯川博士などもこゝういふ点についての憂慮を明らかにしておられますが、これらの点について首相はどういふふうにお答へになつてお

す。そうして赤十字社などにおかれましても、この原爆、水爆の禁止のために只今努力をしておられますが、国会もすでに全会一致を以て原爆、水爆などの兵器としての使用の禁止の要請をしたことは、首相もよく御存じのところであります。そこでこうした本法案のようなものが成立しようとしております際に、どうか我が国の最高の責任をとられる首相がこの原爆、水爆というような兵器が使用されることを禁止せられるために御努力願うことは、国民を代表して許されるのではないかと考えます。そうして又万一アメリカが日本又は日本を中心として原水爆の計画をなさんとする場合には、いやしくも日本に全く相談なくして、そういうことをなされることがないように、国民の不安を一掃せられるためにどうか首相の高邁な識見を明らかにせられたい、これが第三点でございます。

以上三つの問題につきましてお答えを頂きたいと思ひます。

○國務大臣(吉田茂君) お答えをいたします。憲兵制度復活ということは、結局基本的人権が侵されやしないかという御懸念からのお話と思ひますが、憲兵制度という具体的な考へは持つておられないのみならず、更に進んで基本的人権の擁護については、政府としては極力いたしたいと思ひのであります。何となればこれが民主政治の根本原則でありますから、これを侵すことがございこと、これが保護については十分努力いたすつもりであります。同時にこれは政府ばかりでない、民間においても、やはり国民においても、そのつもりにならねばならぬと思ひますが、例えば人の名譽、個人の名譽を傷

け、そうして顧みないというような場合が多々ある、度々しばあるのがあります。それは国民が互いに相監視して、そうして人権の擁護ということを確認いたすことに邁進いたしたいと思ひます。

次に、言論の自由であります。言論の自由も又基本的人権の一つでありまして、このために国会の審議権を侵すとかいうようなことは政府としては毛頭考えておらないところであります。若しその場合においては速慮なく国会において指摘して頂きたいと考えます。

次に水爆、原爆の問題であります。これは国会の決議の趣意に従つてすでにニューヨークにおける国際連合日本政府代表部よりも国際連合事務所に對してその趣意は伝達されたのであります。政府としてもその趣意に副うように努力いたしたいと考えますが、只今御指摘になつたように、この問題は実は世界的な問題になつておつて、ただ単に日本ばかりでなく、関係国或いはその試験実施の区域についてもすでに問題になつておるのでありますから、これはやがて国際問題として適当な結論が出るのではないかと、又出るように私も希望いたしております。又できるだけの努力はいたしたいと思ひます。

○委員長(郡祐一君) 羽仁君時間になりました。

以上を以つて本案に対する質疑は全部終了いたしました。

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。午後四時まで休憩いたします。

午後三時十五分休憩

午後四時四十五分開会

○委員長(郡祐一君) それでは休憩前に引き続き本委員会を開きます。

ちよつと速記をとめて下さい。

午後四時四十六分速記中止

午後五時二十六分速記開始

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて下さい。それでは休憩いたします。午後六時三十分より再開いたします。

午後五時二十七分休憩

午後六時四十三分開会

○委員長(郡祐一君) 只今から休憩前に引き続き委員会を再開いたします。速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(郡祐一君) 速記を始めて。御協議を願ひましたところによりまして、明日は午前十時より開会いたし、直ちに本案の討論採決を行います。又討論の御発言時間は、御協議の結果に基づきまして、各会派御発言時間は十五分ずつといたすことに御異議ございせんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(郡祐一君) 御異議ないと認めてさよう決定いたします。

本日はこれを以て散会いたします。

午後六時五十三分散会

昭和二十九年六月十日印刷

昭和二十九年六月十一日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局